



2025年12月4日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス
代 表 者 名 代表1取締役社長 桜沢 徹
(スタンダード市場・コード6838)
問 合 せ 先 経営企画部 松宮 弘幸
電 話 番 号 03-6435-6933

第三者割当による第15回新株予約権（行使価額修正選択権付）、第16回新株予約権（行使価額修正選択権付）及び第17回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に関するお知らせ

当社は、2025年12月4日付の取締役会決議において、以下のとおり、Cantor Fitzgerald Europe（以下、「割当予定先」といいます。）を割当先とする第三者割当の方法による第15回新株予約権（行使価額修正選択権付）、第16回新株予約権（行使価額修正選択権付）及び第17回新株予約権（行使価額修正選択権付）（以下それぞれを「第15回新株予約権」、「第16回新株予約権」及び「第17回新株予約権」といい、第15回新株予約権、第16回新株予約権及び第17回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下、「本第三者割当」といいます。）について決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割当日	2025年12月26日
(2) 発行新株予約権数	16,267個 第15回新株予約権 8,144個 第16回新株予約権 6,515個 第17回新株予約権 1,608個
(3) 発行価額	本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2025年12月10日又は2025年12月11日のいずれかの日（以下、「条件決定日」という。）において、発行価額の決定に際して用いられる方法（下記「5. 発行条件等の合理性（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容」をご参照ください。）で算定された結果に基づき決定された金額とします。 なお、本日（発行決議日）において算定した発行価額の見込額は総額6,081,287円（第15回新株予約権1個につき381円、第16回新株予約権1個につき373円、第17回新株予約権1個につき341円）です。ただし、これらはいずれも発行決議日において算定された見込額であり、上記のとおり、条件決定日において実際に算定される本新株予約権の発行価額とは異なる可能性があります。
(4) 当該発行による潜在株式数	1,626,700株（新株予約権1個につき100株） 第15回新株予約権 814,400株 第16回新株予約権 651,500株 第17回新株予約権 160,800株 本新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合があります。 本新株予約権について、当社取締役会決議により行使価額修正選択権

	が行使された場合の下限行使価額は405.5円（発行決議直前取引日の終値の50%（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額））（以下、「下限行使価額」といいます。）ですが、下限行使価額においても潜在株式数は1,626,700株です。
(5) 調達資金の額	<p>1,340,978,387円（差引手取金概算額：1,328,428,387円） (内訳)</p> <p>第15回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 3,102,864円 新株予約権行使による調達額： 632,788,800円</p> <p>第16回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 2,430,095円 新株予約権行使による調達額： 521,851,500円</p> <p>第17回新株予約権 新株予約権発行による調達額： 548,328円 新株予約権行使による調達額： 180,256,800円</p> <p>ただし、上記調達資金の額は、本新株予約権が全て発行決議日において算定した当初行使価額で行使された場合の金額です。また、上記差引手取金概算額は、当該調達金額を基礎とし、発行決議日において算定した本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。</p> <p>なお、これらはいずれも発行決議日において算定された見込額であり、上記「(3) 発行価額」及び下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり、本新株予約権の払込金額の総額及び当初行使価額は条件決定日に決定されるため、実際の調達額及び差引手取金概算額は上記各見込額と異なる可能性があります。</p> <p>また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額及び差引手取金概算額は増加又は減少する可能性があります。加えて、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額及び差引手取金概算額は減少する可能性があります。(注)</p>
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、第15回新株予約権につき、条件決定日に先立つ1か月間における各取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「東証」という。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位四捨五入。）（以下、「条件決定日参考値」といいます。）の97%（円未満切上げ。）に相当する金額、第16回新株予約権につき、条件決定日参考値（円未満切上げ。）に相当する金額、第17回新株予約権につき、条件決定日参考値の140%（円未満切上げ。）に相当する金額とします。

	<p>140%（円未満切上げ。）です。ただし、これらはいずれも発行決議日において算定された見込額であり、上記のとおり、条件決定日において実際に算定される本新株予約権の当初行使価額とは異なる可能性があります。</p> <p>本新株予約権の行使価額は当初固定ですが、当社は、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社の株価動向及び市場環境を踏まえた本新株予約権の行使の蓋然性を慎重に判断した上で、当社取締役会の決議により、本新株予約権の各回号について個別に、修正日において行使価額の修正が生じることとすることができます（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。）。かかる決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）の10取引日目以降、本新株予約権に係る行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下、「修正基準日」といいます。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の取引日の終値）（以下、「東証終値」といいます。）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）（以下、「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、修正後行使価額が下限行使価額である405.5円を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「修正日」とは、本新株予約権の発行要項第11項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日をいいます。</p> <p>割当予定先は、株券の貸借を用いて行使当日までにつなぎ売りをした上で行使請求を行う前提等はないため、行使判断から数えると4営業日間の価格変動リスク（受渡日において市場価格が行使価額を下回っているリスク）を負った上で行使を行うこととなります。したがって、日次で行使価額が修正される場合は、短期のボラティリティに行使判断が大きく左右され、結果的に行使の蓋然性が限定されることとなります。一方で、行使価額が一定期間固定される場合には、株価が上方に乖離した際に積極的な行使が可能となり、行使の蓋然性を一定以上確保することが可能となります。当社の株価が上昇した場合により高い行使価額で調達可能となる行使価額修正型におけるメリットを過度に毀損しない適切な水準として週次での修正としております。なお、修正直前終値の90%を下回る可能性については「（2）資金調達方法の概要」に追記しております。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法によって割り当てます。
(8) 本新株予約権の行使期間	2025年12月29日から2028年12月28日までの期間
(9) 譲渡制限及び行使数量制限の内容	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権にかかる買取契約（以下、「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。</p> <p>当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限する措置を講じるため、本新株予約権買取契約において、本新株予約権につき、以下の行使数量制限が定められる</p>

	<p>予定です。</p> <p>当社は所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が、2025年12月26日（割当日）における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合における当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「本新株予約権制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。</p> <p>割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権制限超過行使を行うことができません。</p> <p>また、割当予定先は、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ、当該行使が本新株予約権制限超過行使に該当しないかについて当社に確認を行います。</p> <p>割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、①当社との間で本新株予約権制限超過行使に係る内容を約束させ、また、②譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合に当該第三者をして当社との間で同様の内容を合意させることを約束させるものとします。</p>
(10) その他	<p>当社は、本新株予約権買取契約において、以下の内容等について合意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ 当社による本新株予約権の買戻 ・ 当社が、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使制限措置を講じること（当該行使制限措置の詳細は「6. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載しております。） <p>なお、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められており、また譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定しております。</p>

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の払込金額の総額は、条件決定日において、発行価額の決定に際して用いられる方法で算定された結果に基づき決定される金額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、当初、第15回新株予約権につき、条件決定日参照値の97%（円未満切上げ。）に相当する金額、第16回新株予約権につき、条件決定日参照値（円未満切上げ。）に相当する金額、第17回新株予約権につき、条件決定日参照値の140%（円未満切上げ。）に相当する金額の合計額とします。

実際の調達資金の額は条件決定日において決定される予定であり、発行決議日現在において決定しておりませんが、上記「調達資金の額」では、次のような仮定に基づいて見込額を記載しております。

- ① 本新株予約権の払込金額の総額については、発行決議日の直前取引における当社株式の終値等の数値を前提として算定した見込額です。
- ② 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、第15回新株予約権につき発行決議日参照値の97%（円未満切上げ。）に相当する金額、第16回新株予約権につき発行決議日参照値（円未満切上げ。）に相当する金額、第17回新株予約権につき発行決議日参照

値の 140%（円未満切上げ。）に相当する金額を各新株予約権の当初行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が当該当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額です。

ただし、本新株予約権の最終的な払込金額及び当初行使価額は条件決定日に決定され、実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

※ 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、発行決議日に、全ての条件を決定します。

しかし、当社は、本日付プレスリリース「中期経営計画の策定に関するお知らせ」において 2030 年 10 月期までを実行期間とする中期経営計画（以下、「本中期経営計画」といいます。）を公表するとともに、同「2025 年 10 月期通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」において 2025 年 10 月期の通期業績予想の上方修正（以下、「本業績予想修正」といいます。）を公表しております。本中期経営計画及び本業績予想修正の市場による受け止め方いかんによっては、本日（発行決議日）以降の当社の株価に影響があり得るところ、当社としては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮に本中期経営計画及び本業績予想修正の公表を踏まえた株価の変動が生じる場合には、当該株価の変動を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の変動も反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えております。そこで、本日（発行決議日）から本中期経営計画の公表に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きも反映した株価等の数値を用いて条件決定日において本新株予約権の価値算定を行い、当該算定の結果を踏まえて、本新株予約権の発行価額等の条件を最終的に決定しようとするものです。

※ 本新株予約権の当初行使価額の決定方法

本新株予約権の当初行使価額は、第 15 回新株予約権につき、条件決定日参照値の 97%（円未満切上げ。）に相当する金額、第 16 回新株予約権につき、条件決定日参照値（円未満切上げ。）に相当する金額、第 17 回新株予約権につき、条件決定日参照値の 140%（円未満切上げ。）に相当する金額とし、条件決定日において決定される予定です。

本新株予約権の当初行使価額の算定方法について、特定の一時点における当社普通株式の市場価格を基準とするのではなく直近の一定期間の売買高加重平均価格という平準化された値を参考値として採用したのは、これまでの当社株価の動向に加えて、当社株価の本資金調達、本中期経営計画公表及び本業績予想修整後の株価は短期的に不安定となる可能性も鑑みて、一時的な株価変動などの特殊要因の排除が可能であると判断し、本新株予約権の当初行使価額の算定方法として合理的であると考えたためです。

条件決定日に先立つ 1 か月間における売買高加重平均価格を採用する場合、かかる参考期間として本資金調達、本中期経営計画公表及び本業績予想修整に先立つ期間も相当程度含まれることになりますが、①本新株予約権がすべて行使されたとすると一定程度の希薄化が生じ、かかる事項は当社の株価の下降要因となり得るところ、本中期経営計画は本資金調達の実施を前提に策定したものであるため、本中期経営計画及び本業績予想修正のみならず、本資金調達による希薄化の影響も考慮した株価を考慮することには合理性があると考えられる一方で、②本資金調達、本中期経営計画公表及び本業績予想修整により当社の株価に対してポジティブ・ネガティブ双方の影響が生じ得る中で、本資金調達、本中期経営計画公表及び本業績予想修整後の株価は短期的に不安定となる可能性も踏まえると、当該要素の公表後の株価や当該株価を平準化した参考値のみを基準とするのではなく、公表前の株価も織り込んで平準化された参考値を基準とすることが、本新株予約権の当初行使価額の算定方法として合理的であると考えたためです。

※ 本新株予約権の下限行使価額の決定方法

上記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条項」に記載の本新株予約権の下限行使価額は、本日（発行決議日）の直前取引日の東証終値の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額とした。

※ 本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、条件決定日における第三者評価機関に価値評価（その評価方法については、下記「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容」をご参照ください。）の結果に基づき決定されます。

本日（発行決議日）の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の東証終値等を前提として本新株予約権の発行価額の算定を行い、発行価額を決定した場合、かかる算定結果には、上述のとおり、本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、下記「5. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容」に記載されている方法を用いて価値算定を行い、かかる算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集の目的

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「社会インフラの整備に貢献する企業」という基本方針をもとに、「企業再生、再生エネルギーの普及、創出したキャッシュの再投資」という3つの「再」を掲げ、「事業投資」という行為を通じて、地方経済の活性化とその発展を促す循環型社会の実現を目指し、電子・通信用機器事業及び再生可能エネルギー事業を展開しております。また、当社グループはこれまで、5G/IoT時代に必要な「高周波技術」と「デジタル技術」を融合した製品開発により、「高度情報化社会の実現」、「地球温暖化防止」並びに「日本のエネルギー自給率の向上」による社会貢献に取り組んでまいりました。当社グループが属する電子・通信用機器や再生可能エネルギーといった事業分野においては、新型コロナウイルスの影響やロシア/ウクライナ情勢悪化による世界的な供給不足による部材調達の長期化が続き、売上を思うように伸ばせませんでしたが、2024年10月期からこの状況を漸く脱し、売上高の上伸のトレンドに入っています。このような状況下において、当社グループは、2023年3月期、2024年3月期及び2024年10月期の3期決算期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上しておりましたが、2025年10月期は親会社株主に帰属する当期純利益が248百万円まで回復することを見込んでおります。

このような中、今後当社が継続的に発展していくためには、安定的な財務戦略を背景とした新規投資案件への資金投下が必要となります。まず、電子・通信用機器事業においては、官公庁の装備品や公共分野における業務用無線、災害対策・監視システム向けとしての光伝送装置、デジタル信号装置等の需要が増加しており、好調な受注を背景に売上高が計画数値を上回ることを予想しています。電子・通信用機器事業の製品は、携帯電話基地局をはじめ、官公庁の装備品、鉄道や空港などの業務用無線設備など、社会の安心・安全のためになくてはならないインフラに使われ、高い信頼性が求められていることから、このトレンドは継続していくものと判断しており、取引先の需要に対応するためには当社における製造ラインの増設が必須の課題になっています。

また、再生可能エネルギー事業においては、小形風力発電所や太陽光発電所の開発に加え、系統用蓄電所の開発を積極的に推進しております。2025年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画（経済産業省策定）」では、国内の発電電力量は2022年の1.00兆kwhから2040年には1.1～1.2兆kwhに増加することが見込まれ、その内、再生可能エネルギーは2022年の0.2兆kwhから2040年には0.44～0.60兆kwhへ増加する等、発電電力量の増加を再生可能エネルギーで賄う計画が示されています。しかしながら再生可能エネルギーは日照量、風力等の天候に左右されることに加え、太陽光発電所は日中時間帯にのみ発電が可能である等、必要な発電量を安定して供給できない、また時間帯によっては発電量と需要量が一致していない等、一段の普及にあたって、系統用蓄電所の果たす役割が極めて大きいと言われています。

当社グループにおける足元の受注状況や新規見込み投資案件の獲得が堅調な中、①当社グループは 2025 年 7 月末時点で現金及び預金残高 1,301 百万円を保有しているものの、電子・通信用機器事業において、2025 年 10 月に完成した当社孫会社である TAMAGAWA VIETNAM CO., LTD の新工場にかかる建設資金として借り入れた資金の内、182 百万円は 2025 年 8 月から 10 月に支払い済みであること、並びに当該事業において売上債権の回収と仕入や経費の支払いとの間に月間売上 6 か月分を超える資金ギャップが生じていること等を勘案し、今後の売上高が増加していく際の運転資金の需要に備えて十分な手元資金を確保しておく必要があること、②再エネ投資は系統用蓄電所事業が黎明期にあってトラックレコード等もなく、銀行融資が難しい局面も予想されるところ、財務健全性を損なうことなく当社が継続的に発展するためには、銀行からの追加借入によって負債を著しく増加させることは適切ではないことから、本新株予約権の発行による資金調達の実施を決議いたしました。本資金調達における調達資金は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合には、1,328 百万円となります。調達資金は、当社グループが中長期に向けた企業価値の拡大並びに利益の最大化及び安定した事業基盤を確立するべく、電子・通信用機器事業の拡大にあたっての本社第二工場の増設資金、並びに国内の再生可能エネルギー開発（系統用蓄電所・風力発電所・太陽光発電所）に関する系統用蓄電所を中心としたプロジェクトへの投資及び、当社の運転資金に充当いたします。本資金調達の概要及びその選択の理由、現時点において予定している金額とその使途の詳細につきましては、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期」をご参照ください。なお、当社は、2023 年 3 月 29 日付で、第三者割当による行使価額修正条項及び行使許可条項付第 13 回新株予約権を発行いたしました。本日現在、第 13 回新株予約権の行使期間の最中ではありますが、第 13 回新株予約権は当初の資金需要に対応するために存置して、新たに本新株予約権を発行して将来に向けた新たな投資を行うことが、当社の将来的な企業価値の向上につながり、既存株主を始めとするステークホルダーの利益の最大化につながると判断いたしました。また、株価は第 13 回新株予約権の行使価額を上回っておりますが、新株予約権者の行使目線の株価に到達していないとの理由で、第 13 回新株予約権の行使は進んでおりません。第 13 回新株予約権の具体的な資金使途、支出予定期及び未充当額は、以下のとおりであり、新株予約権者の行使目線の株価に到達した段階で行使の予定と聞いております。

（第 13 回新株予約権に係る調達資金の充当状況）

具体的な使途	対象株式数 (株)	金額 (百万円)	支出予定期
① 国内の再生可能エネルギー開発（風力発電・太陽光発電）に関するプロジェクトへの投資	456,000 (253,000)	313 (174)	2023 年 4 月 ～2026 年 3 月
② 電子・通信用機器事業における運転資金	727,000 (697,000)	500 (479)	2023 年 4 月 ～2026 年 3 月
③ 当社の運転資金	217,000 (0)	150 (0)	2023 年 4 月 ～2026 年 3 月
合計	1,400,000 (950,000)	963 (653)	

- （注）1. 上記の対象株式数及び金額欄の括弧書きの数値は現時点における未行使分の対象株式数及び未充当額となります。
2. 第 13 回新株予約権は、発行新株予約権の総数である 14,000 個（1,400,000 株）のうち、現時点で、9,500 個（950,000 株）が未行使となっております。

（2）資金調達方法の概要

本第三者割当は、当社が割当予定期先に対し、対象株式数を 814,400 株とする第 15 回新株予約権、対象株式数を 651,500 株とする第 16 回新株予約権及び対象株式数を 160,800 株とする第 17 回新株予約権を同時に割り当て、割当予定期先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。このように、当初行使価額の異なる 3 種類の新株予約権を同時に発行することにより、当初行使価額が相対的に低い新株予約権の行使による早期の資金調達の蓋然性を確保しつつ、当該調達資金を用いた将来の企業価値向上に伴う株価上昇が達成できた場合には、当初行使価額が相対的に高い新株予約権の行使により株式価値の希薄化を緩和することができるため、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす

ことが可能となります。

なお、本新株予約権の行使期間は、2025年12月29日から2028年12月28日までの期間です。

当社は、「(1) 募集の目的」に記載のとおり、今後当社が継続的に発展していくためには、安定的な財務戦略を背景とした新規投資案件への資金投下が必要となります。

本新株予約権の行使価額は、当初、第15回新株予約権につき、条件決定日参照値の97%（円未満切上げ。）に相当する金額、第16回新株予約権につき、条件決定日参照値（円未満切上げ。）に相当する金額、第17回新株予約権につき、条件決定日参照値の140%（円未満切上げ。）に相当する金額に固定されます。したがって、当社の株価が堅調に推移した場合に行使が進捗するため、株価に対する影響が限定的です。なお、当社は資金調達の必要性を鑑みた上で、本新株予約権の行使による資金調達のため必要があるときに、当社の株価動向及び市場環境を踏まえた本新株予約権の行使の蓋然性を慎重に判断した上で、当社取締役会の決議により、行使価額を修正することを可能とする行使価額修正選択権が設定されております。行使価額修正選択権が行使された場合には、当該決議によって定められた修正日に、修正基準日の東証終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）に修正することが可能となります。その場合、本新株予約権の行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に修正されることから、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が上昇した場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を下回る状況となる可能性も考えられます。他方で、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が一旦下落した後行使日に上昇したような場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を上回る状況となる可能性も考えられます。このように、株価の変動は予測困難であり、修正基準日を行使日の前週最終取引日とするか前取引日とするかによって当社にとって有利な条件であるか否かが決定されるものではないこと、本新株予約権と同一の修正条件に基づく他の複数の案件における行使状況・行使実績等に何ら問題がないこと等に鑑みても、本新株予約権の修正条件は適切であると判断しております。

（3）資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融の融資姿勢及び財務状況、今後の事業展開等を勘案し、既存株主の利益に対する影響を抑えつつ自己資本を拡充させることを軸として、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。このため、下記「[他の資金調達方法との比較]」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「[本資金調達スキームの特徴]」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応し得る、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

〔本資金調達スキームの特徴〕

＜メリット＞

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は発行当初から合計1,626,700株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することではなく、希薄化の規模は予め限定されております。なお、本新株予約権の対象株式数は、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

② 株価への影響の軽減

本新株予約権は行使価額が当初固定されており、原則として当社株価が当該行使価額を上回る局面において資金調達を行うことが想定されております。なお、当社取締役会決議により行使価額修正選択権が行使された場合においても、本新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはありません。したがいまして、当社株価が下限行使価額を下回る局面において、当社普通株式が市場へ過剰に供給され、さらなる株価低迷を招き得る事態が回避される設計となっております。

③ 株価上昇時における資金調達額の増加

第17回新株予約権については、当初の行使価額が発行決議時点の株価よりも高い水準で設定されてお

り、当社の株価が上昇すれば、かかる高い水準で設定された行使価額での行使が期待できます。また、当社の株価が本新株予約権の行使価額を大きく上回って推移する局面においては、当社取締役会決議により行使価額を修正することができるため、資金調達が増額されます。

④ 資金調達の蓋然性

当社株価が行使価額を下回る水準で推移した場合において行使が進まないという行使価額固定型のデメリットを回避するため、当社の裁量で当社取締役会決議により行使価額の修正を行うことによって、当社株価が下限行使価額を下回る水準で推移しない限り、当社の株価推移に応じて柔軟に資金を調達することができるです。

⑤ 割当予定先による市場売却の制限

本新株予約権買取契約において、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社株式を、割当予定先又はその関係会社が、その投資に係る意思決定機関が日本国外にある機関投資家（以下「海外機関投資家」といいます。）であると合理的に認識している海外機関投資家に対して市場外で売却していく意向である旨を表明する予定であり、割当予定先が当社株式を取引所金融商品市場で売却するには、当社が契約違反の状態にある場合等一定の例外的な場合を除き、当社の事前の承諾が必要となる旨が定められる予定です。

⑥ 取得条項

当社取締役会の決議に基づき、1か月前までに本新株予約権者に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額と同額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針を変更した場合等、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できるほか、資本政策の柔軟性が確保できます。

⑦ 行使停止条項

本新株予約権買取契約において、行使停止条項が定められる予定です。当社は、1週間前までに本新株予約権者に通知することによって、当社の裁量により、本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することができるため、株式発行による需給悪化懸念に一定の配慮をした設計となっております。なお、本新株予約権の行使を停止すること及びその後停止を解除し行使の再開を許可することを決定した場合は適時適切に開示いたします。

⑧ 譲渡制限

本新株予約権買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本新株予約権買取契約において譲渡制限が付される予定であり、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

＜デメリット＞

① 本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から合計 1,626,700 株で固定されており、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため議決権行使に係る希薄化が生じます。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

③ 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

当社の株価が行使価額を下回って推移した場合、本新株予約権の行使がなされない可能性があります。

当社が行使価額修正選択権行使した場合においても、当社の株価の 90% が下限行使価額を下回る場合には、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

〔他の資金調達方法との比較〕

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

① 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に 1 株当たり利益の希薄化を一度に引き起

こすため、株価に対する直接的な影響を与える可能性があります。また、当社の現状の時価総額・流動性等に鑑みると、公募増資を実施することは事実上困難であると考えられることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。

② 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

③ 第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主様の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。また、第三者割当による新株発行により今般の資金調達と同規模の資金を調達しようとした場合、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレート・ガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

④ 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行

転換社債型新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また即時の株式の希薄化が発生しないというメリットがあります。しかしながら、社債の株式への転換が進まなかつた場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。資金手当てができなかつた場合デフォルトを起こし、経営に甚大な影響を与えるリスクがあります。また、新株予約権付社債の設計によっては、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

⑤ 第三者割当による行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（MSCB）の発行

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

⑥ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・オファリング）

いわゆるライツ・オファリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがありますが、コミットメント型ライツ・オファリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、当社は、最近2年間において経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないことから、今回実施することができません。

⑦ 金融機関からの借入や社債による調達

低金利環境が継続する現在の状況下においては、比較的低コストで負債調達が可能であり、金融機関からの借入や社債による資金調達は、運転資金や設備投資等の比較的リスクの低い資金の調達として適しているというメリットがあります。もっとも、金融機関からの借入や社債による資金調達では、利払負担や返済負担が生じるとともに、調達額全額が負債となるため当社の財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があります。当社は、金融機関からの借入による資金調達を行っており、今後も継続する予定ですが、この予定を超えてさらなる借入による資金調達を行うことは財務健全性に想定以上の悪影響を与えることになります。また、2025年10月期は黒字決算の見込みながら、2023年3月期、2024年3月期、2024年10月期の直近3期連続で赤字決算であったこと、並びに系統用蓄電所の建設資金については、系統用蓄電所を利用した売電事業が黎明期で稼働実績も少ないとから、系統用蓄電所建設資金を金融機関の借入金で賄うことは難しいものと考えています。したがいまして、将来の財務リスクの軽減のため、資本バッファーを構築した上で有利子負債の調達余力を確保することが必要かつ適切であると思料されることから、今回の資金調達手法として間接金融での資金調達は適切でないと判断いたしました。

これらに対し、割当予定先から提案された本第三者割当による資金調達方法は、①本新株予約権行使によ

り資本性資金が調達可能となること及び②将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することがないこと等の特徴を有しています。また、取得条項や行使停止条項によって当社の将来の資本政策の柔軟性が一定程度確保されています。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本第三者割当による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも当社の希望する資金調達を達成し得る望ましいものであり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,340,978,387	12,550,000	1,328,428,387

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます（下記「5. 発行条件等の合理性（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容」をご参照ください。）。
3. 払込金額の総額の算定に用いた新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額については、第15回新株予約権につき発行決議日参考値の97%（円未満切上げ。）に相当する金額、第16回新株予約権につき発行決議日参考値（円未満切上げ。）に相当する金額、第17回新株予約権につき発行決議日参考値の140%（円未満切上げ。）に相当する金額を各新株予約権の当初行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が当該当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額です。実際の本新株予約権の最終的な払込金額及び当初の行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し、又は買い取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
5. 発行諸費用の概算額は、弁護士報酬費用、本新株予約権の公正価値算定評価報酬費用、登録免許税、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途及び支出予定時期は、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 電子・通信用機器事業における工場増設資金	320	2025年12月～2029年1月
② 国内再生可能エネルギー開発（系統用蓄電所・風力発電所・太陽光発電所）に関するプロジェクトへの投資	700	2025年12月～2029年1月
③ 当社における投資資金	208	2025年12月～2029年1月
④ 当社における運転資金	100	2025年12月～2029年1月
合計	1,328	

- (注) 1. 上記の金額は、本新株予約権が全て上記「(1) 調達する資金の額」注2. 及び注3. に記載の仮定のもとで発行決議日において算定した当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。そのため、実際の本新株予約権の最終的な払込金額及び当初行使価額が条件決定日

に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。

2. 当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は現行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

資金使途の詳細は以下のとおりです。

① 電子・通信用機器事業における工場増設資金

本新株予約権により調達する資金のうち 320 百万円については、電子・通信用機器事業を手掛ける当社連結子会社である株式会社多摩川電子（以下「多摩川電子」といいます。）の本社第二工場の新設資金（総額 800 百万円を計画）に充当することを予定しております。

当社の電子・通信用機器事業の製品は、携帯電話基地局をはじめ、官公庁の装備品、鉄道や空港などの業務用無線設備など、社会の安心・安全のためになくてはならないインフラに使われ、高い信頼性が求められていることから、今後の売上は継続して増加していくものと予想しております。この取引先からの受注をこなしていくためには、将来、既存の本社工場、2025 年 10 月に竣工するベトナム新工場だけでは対応しきれないことが見込まれております。今後の売上増加を見越した生産能力増強に向けて、特にベトナム新工場は高品質・低コストを実現する携帯電話基地局をはじめとした業務用無線設備製品の生産に注力してまいりますが、官公庁の装備品の量産化に向けた本社第二工場の新設、稼働が必須な状況にあります。このような経営環境のもと、2029 年 10 月期の本社第二工場の稼働を進めていくため、当社から多摩川電子に対する貸付又は出資に本新株予約権による調達資金を充当し、当該資金をもって本社第二工場建設資金に充当いたします。

なお、新株予約権の行使の進捗が、支出予定期間より遅れた場合又は調達金額が想定調達金額を下回った場合、手元資金にて充当できる範囲で充当しつつ、財務健全性への配慮が必要となります。銀行ローン等の負債性の資金調達方法を含めた代替手段を追求していく方針です。

② 国内再生可能エネルギー開発（系統用蓄電所・風力発電所・太陽光発電所）に関するプロジェクトへの投資

本新株予約権により調達する資金のうち 700 百万円の内 650 百万円については、再生可能エネルギー事業を手掛ける当社連結子会社株式会社多摩川エナジー（以下「多摩川エナジー」といいます。）の系統用蓄電所の新開発資金に充当することを予定しております。また、残りの 50 百万円及び第 13 回新株予約権の未充当 180 百万円の合計 230 百万円については、太陽光発電所、風力発電所の開発に充当することを計画しております。

当社は、再生可能エネルギーの計画から設計・施工・検査・運用・メンテナンスまでのトータルサポートを手掛ける再生可能エネルギー事業を主たる事業の一つとして、展開しております。当社は、再生可能エネルギー事業におきましては、今まで小形風力発電所や太陽光発電所の開発を積極的に推進することを通じて、再生エネルギーの普及拡大に努めてまいりました。今まで培った小形風力発電所、太陽光発電所の開発・運営のノウハウを活用し、今後の脱炭素社会実現に必須な、系統用蓄電所開発事業への参入を準備しております。系統用蓄電所の開発に 1 基あたり 650 百万円程度の資金を要しますが、再生可能エネルギーの天候に左右され、必要な発電量を安定して供給できない、また時間帯によっては発電量と需要量が一致しない等の再生可能エネルギーの普及に向けた課題を解決する重要なインフラになります。

系統用蓄電所は運用開始直後の黎明期にあることから、銀行ローン等の負債性資金の調達は難しい状況にありますので、新株予約権の行使の進捗が、支出予定期間より遅れた場合又は調達金額が想定調達金額を下回った場合、手元資金にて充当できる範囲で充当しつつ、当社の発電所ポートフォリオの見直し等も行いつつ、資金調達方法を含めた代替手段を追求していく方針です。

③ 当社投資資金

本新株予約権で調達する資金のうち 208 百万円については、当社の投資資金に充当することを予定しております。

投資資金の内訳として、他社が開発した発電所のM&Aによる取得、特別目的会社（SPC）を通じた発電施設の保有・運営、並びにその他有形・無形固定資産への投資などオルタナティブ投資を含めた投資先を検討し、リスクを可能な限りコントロールでき、かつ安定した収益を計上できる案件の投資に充当します。今後、再生可能エネルギー発電事業者のM&A案件が多数発生することが予想されることから、当該取得資金等への充当を事前に準備しておくものです。また、投資候補として有力な投資案件（オルタナティブ投資等）が発生した場合にも、迅速に対応できるよう当該取投資資金等としての活用も想定しています。かかる投資により、当社単体で利益を確保して経営の安定性を図ることを目的としております。投資対象が見つからなかった場合には、当社運転資金への充当を検討いたします。なお、上記①で記載した多摩川電子本社第二工場の新設資金である総額800百万円のうち320百万円のみを本新株予約権による調達資金から充当し、当社投資資金に208百万円を充当する理由としては、総額800百万円のうち480百万円については多摩川電子の手元資金から充当する予定であるところ、その残りの320百万円を本新株予約権による資金調達によって調達する計画であるためです。

④ 当社運転資金

本新株予約権で調達する資金のうち100百万円については、当社の運転資金に充当することを予定しております。具体的には、100百万円は上場維持費用等への充当を見込んでおります。社内会計制度の高度化を見据えた会計システムの再構築を検討・準備しており、本新株予約権による調達資金は当該資金等に充当します。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の資金調達が予定どおり実現されれば、上記「2. 募集の目的及び理由（1）募集の目的」、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載した各取組みに必要な資金を獲得できると考えております。この資金を有効に活用することによって、当社の成長戦略を実行し企業価値の向上を実現することは、既存株主の利益にもつながるため、当該資金の使途は合理性を有していると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、本日、本中期経営計画及び本業績予想修正を公表しております。当社は、本中期経営計画及び本業績予想修正の公表に伴う株価への影響の織り込みのため、条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、本新株予約権の払込金額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下、「東京フィナンシャル・アドバイザーズ」といいます。）に依頼しました。なお、東京フィナンシャル・アドバイザーズは、同種案件の実績に鑑み選定致しました。東京フィナンシャル・アドバイザーズは、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（条件決定日の前取引日）の市場環境を考慮し、当社の株価（条件決定日前取引日の終値）、権利行使価格、ボラティリティ、権利行使期間（3年間）、リスクフリーレート、配当率、市場リスクプレミアム、対指数 β 及びクレジット・コストについて一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、本新株予約権の評価を実施する予定です。当社は、条件決定日において、当該算定機関が上記前提条件をもとに算定した評価額を参考に本新株予約権の払込金額を決定する予定ですが、本日（発行決議日）において、評価基準日（2025年12月3日）の市場環境を考慮し、当社の株価（発行決議日の前取引日の終値）、権利行使価格（第15回新株予約権777円、第16回新株予約権801円、第17回新株予約権1,121円）、ボラティリティ（32.67%）、権利行使期間（3年間）、リスクフリーレート（1.116%）、配当率（0%）、市場リスクプレミアム（9.2%）、対指数 β （0.851）及びクレジット・コスト（21.83%、想定格付け：CCC、1年目のデフォルト確率：17.92%）について一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高

(流動性)を反映して、算定した本新株予約権の評価を参考とした、払込金額の見込額は、第15回新株予約権1個につき381円、第16回新株予約権1個につき373円、第17回新株予約権1個につき341円です。ただし、これらはいずれも発行決議日において算定された見込額であり、上記のとおり、条件決定日において実際に算定される本新株予約権の発行価額とは異なる可能性があります。

また、本新株予約権の行使価額は、今後の当社の株価動向に基づき段階的に行使がなされることを目的として、割当予定先との協議により、当初、第15回新株予約権につき、条件決定日参考値の97%（円未満切上げ。）に相当する金額、第16回新株予約権につき、条件決定日参考値（円未満切上げ。）に相当する金額、第17回新株予約権につき、条件決定日参考値の140%（円未満切上げ。）に相当する金額としています。本新株予約権の当初行使価額の算定方法について、条件決定日に先立つ1か月間における各取引日の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格を参考値として採用したのは、本新株予約権がすべて行使されたとすると一定程度の希薄化が生じる一方で、当社は、本日付で本中期経営計画及び本業績予想修正を公表したことを踏まえると、これらの影響を株価に織り込ませることが当社の企業価値を適切に反映した株価を基準とするとの観点から相当であると考えられるところ、特定の一時点を基準とするのではなく直近の一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、本資金調達、本中期経営計画公表及び本業績予想修正後の株価は短期的に不安定となる可能性も鑑みて一時的な株価変動などの特殊要因の排除が可能であると判断したためです。当社取締役会決議により行使価額修正選択権が行使された場合の下限行使価額については、資金調達の蓋然性を高め、緊急又は機動的な資金需要に対応可能となるよう、最近の他社のディスカウント率や、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との協議を踏まえ設定しました。

また、行使価額修正選択権が行使された場合には、本新株予約権の行使価額は、修正日の属する週の前週の最終取引日の終値の90%に修正されることから、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が上昇した場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を下回る状況となる可能性も考えられます。他方で、当該前週の最終取引日から行使日までの間に株価が一旦下落した後行使日に上昇したような場合には、行使価額が行使日前日終値の90%を上回る状況となる可能性も考えられます。このように、株価の変動は予測困難であり、修正基準日を行使日の前週最終取引日とするか前取引日とするかによって当社にとって有利な条件であるか否かが決定されるものではないこと、本新株予約権と同一の修正条件に基づく他の複数の案件における行使状況・行使実績等に何ら問題がないこと等に鑑みても、本新株予約権の修正条件は合理性があると判断いたしました。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、東京フィナンシャル・アドバイザーズが、公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額と同額で決定されている本新株予約権の払込価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役4名全員（うち2名が社外監査役）から、監査役全員一致の意見として、上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に交付される株式数は1,626,700株であり、同株式に係る議決権の数は16,267個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数6,584,900株に対する比率は24.70%、2025年9月30日現在の当社の議決権総数65,138個に対する比率は24.97%に相当し、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、今回の資金調達における資金使途を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり充当する予定であり、今回の新株予約権の募集による資金調達を成功させ、当社事業の収益力の向上を図ることが可能となると考えております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数1,626,700株に対し、東証における当社株式の過去6か月間（2025年6月から2025年12月まで）における1日当たりの平均売買出来高は71,541株であり、一定の流動性を有しております。

これらのことから、当該資金調達は、中長期的に当社グループの企業価値の向上に資するものであることから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 商 号	Cantor Fitzgerald Europe		
② 本 店 所 在 地	5, Churchill Place, Canary Wharf, London, United Kingdom E14 5HU		
③ 代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer Sean Capstick		
④ 事 業 内 容	証券業		
⑤ 資 本 金 の 額	81.2 百万米ドル (12,660 百万円) (2024 年 12 月 31 日現在) (注)		
⑥ 設 立 年 月 日	1990 年 5 月 24 日		
⑦ 発 行 済 株 式 数	65,423,162 株		
⑧ 事 業 年 度 の 末 日	12 月 31 日		
⑨ 従 業 員 数	6 名 (2024 年 12 月 31 日現在)		
⑩ 主 要 取 引 先	法人		
⑪ 主 要 取 引 銀 行	-		
⑫ 大株主及び持株比率	Cantor Fitzgerald Services LLP 99.999998% CF & CO. LLC, 0.000002%		
⑬ 当 社 と の 関 係 等			
資 本 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位: 千米ドル 特記しているものを除く。) (注)			
決 算 期	2022 年 12 月期	2023 年 12 月期	2024 年 12 月期
純 流 動 資 産	112,464 (17,526 百万円)	102,396 (15,957 百万円)	87,246 (13,596 百万円)
流 動 資 産	956,436 (149,051 百万円)	944,491 (147,189 百万円)	928,664 (144,723 百万円)
1 株 当 た り 流 動 純 資 産 (米 ド ル)	1.72 (267.89 円)	1.57 (243.91 円)	1.33 (207.82 円)
壳 上 高	109,298 (17,033 百万円)	74,869 (11,668 百万円)	108,777 (16,952 百万円)
営 業 利 益	20,242 (3,155 百万円)	8,319 (1,296 百万円)	19,105 (2,977 百万円)
経 常 利 益	12,641	(3,333)	8,818

	(1,970 百万円)	(△519 百万円)	(1,374 百万円)
当 期 純 利 益	11,875 (1,851 百万円)	(3,308) (△516 百万円)	5,967 (930 百万円)
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (米 ド ル)	0.18 (28.29 円)	(0.05) (△7.88 円)	0.09 (14.21 円)
1 株 当 た り 配 当 金 (米 ド ル)	—	—	—

(注) 1. 割当予定先の概要欄は、特記している場合を除き、本日現在におけるものです。

2. 金額は便宜上、2025 年 12 月 3 日現在の外国為替相場の仲値である 1 米ドル=155.84 円（株式会社三菱 UFJ 銀行公示仲値）に換算の上、小数第 1 位を四捨五入しております。
3. 割当予定先は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgerald グループの欧州事業部門であります。割当予定先は英国の金融行動監視機構（Financial Conduct Authority、以下「FCA」といいます。）の認可及び規制を受けており、英国において FCA 監督下のもと、2000 年金融サービス・市場法（Financial Services and markets Act 2000）に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCA の登録情報等で確認しております。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券株式会社（住所：東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号 赤坂 Biz タワー 38 階 日本における代表者 村田光央）（以下「キャンターフィッツジェラルド証券」といいます。）が第一種及び第二種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、割当予定先並びにその役員及び主要株主は反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断しております。なお、東証に対して、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

（2）割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、今後継続的に発展していくために、安定的な財務戦略を背景とした新規投資案件への資金投下を図る方針であり、かかる方針を実践するために必要となる資金について、間接金融からの調達のみならず、直接金融からの調達も含め、調達方法を模索してまいりました。複数の証券会社から提案があった中で、2025 年 5 月頃、当社は、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った割当予定先による本第三者割当に関する提案を受領し、検討を進めて参りました。検討の結果、当社としては、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、割当予定先による本第三者割当の提案が当社のニーズに合致する最良の資金調達方法であると判断いたしました。割当予定先からは、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について、割当予定先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却していく意向を有していることであり、当社の企業価値の向上に資さないおそれがあると判断される投資家は売却先から除外する意向であると伺っております。これにより、海外機関投資家による当社への投資が期待できます。割当予定先の属する Cantor Fitzgerald グループは、世界各国に拠点を有する金融サービスグループであり、全世界 7,000 社以上の機関投資家とのネットワークを有しております。当社としては、このように世界中の機関投資家網を有する Cantor Fitzgerald グループに属する Cantor Fitzgerald Europe を割当予定先として選定することで、グローバル市場における当社のプレゼンス向上が期待され、今後株主価値向上のために投資家層の多様性拡大を目指す上でメリットがあると考えております。

上記の事情も考慮し、キャンターフィッツジェラルド証券が斡旋を行った割当予定先による本第三者割当の提案に関して、その後の面談の過程で設計されたスキームや諸条件等が、当社のニーズを満たすものであると判断し、協議交渉等を踏まえ、最終的に 2025 年 9 月下旬頃に割当予定先を選定するに至りました。

なお、本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるキャンターフィッツジェラルド証券の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権買取契約において、本新株予約権について、その譲渡の際に事前に当社の書面による承諾が必要である旨が定められる予定です。また、割当予定先との間で締結する本新株予約権買取契約においては、株価への影響を抑制する観点から、本新株予約権の行使により交付される当社株式について、本新株予約権の全部又は一部が残存している間に、当社又は割当予定先のいずれかにおいて支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに準じる法的清算・再建手続の申立があった場合等、本新株予約権買取契約で定める解除権が発生している場合を除き、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、取引所金融商品市場で売却することができない旨が定められる予定です（本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。）。なお、本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資であり短期保有目的である旨、割当予定先から口頭で確認しております。なお、本新株予約権の行使により割当予定先に対して交付される当社株式について、当社が取引所金融商品市場での売却を承諾する場合、都度適時適切に開示いたします。また、割当予定先は、割当予定先又はその関係会社が、海外機関投資家であると合理的に認識している海外機関投資家に対して売却していく意向である旨を表明する予定です。なお、割当予定先が取引所金融商品市場外で当社株式を海外機関投資家に対して売却した後に、当該海外機関投資家によって取引所金融商品市場内で当社株式が売却される可能性があります。加えて、当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等（同規則に定める意味を有します。以下同じです。）の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点（2025年12月26日）における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置（割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。）を講じる予定です。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、英国政府の政府デジタルサービスのウェブサイトにおいて開示されているCantor Fitzgerald Europeの2024年12月31日を基準日とするErnst & Youngによる監査済み財務書類を確認しており、2024年12月31日現在における同社の現預金及びその他の流動資産等の財産の状況を確認し、Cantor Fitzgerald Europeが同社に割り当てられる本新株予約権の払込み及び本新株予約権の行使に要する財産を確保しているものと判断しております。また、本日現在においても、Cantor Fitzgerald Europeが本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使に足りる十分な財産を保有している旨の口頭での報告をキャンターフィッツジェラルド証券の証券業務部の責任者から受けております。

（5）株券貸借に関する契約

割当予定先と当社、当社役員及び当社の大株主との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関する株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

（6）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、2025年12月4日付の取締役会の決議を行った日から一定期間（具体的には、当社とCantor Fitzgerald Europeとの間で締結する本新株予約権買取契約においては、本新株予約権の行使期間の末日又は本新株予約権の全てが行使され、若しくは発行会社により取得された日のどちらか早い方の日までの間）、割当予定先又は割当予定先の関連会社を相手方とする場合及び本新株予約権に関する場合を除き、（イ）株式（優先株、普通株、その他の種類を問わない。）、株式に転換可能な金融商品（転換社債、新株予約権、ワントを含むがこれらに限定されない。）、匿名組合持分、持分会社持分、組合持分又はその他の関連形態の持分や資本を含むがこれらに限定されない、あらゆる形態の株式（又は株式類似の）商品及び（ロ）株式に転換可能な負債の募集、売出し、第三者割当増資、発行について、発行会社等の取締役又は従業員に対する譲渡制限付株式、ストックオプションとしての新株予約権その他の株式報酬の発行又は付与に該当しない限り、勧誘を行ったり、他社との間で協議、交渉又は合意を行う、若しくは公表を行おうとする場合、割当予定先による事前の書面による承諾を要することを、本新株予約権買取契約において誓約する予定です。

(7) 割当予定先の実態等

割当予定先は、英国法に基づき設立された会社であり、Cantor Fitzgerald グループの欧州事業部門であります。割当予定先は FCA の認可及び規制を受けており、英国において FCA 監督下のもと、2000 年金融サービス・市場法 (Financial Services and markets Act 2000) に基づき投資業務を行う許可を受けている証券会社である旨を、FCA の登録情報等で確認しております。日本においては、割当予定先の関連会社であるキャンターフィッツジェラルド証券が第一種及び第二種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のことから、割当予定先並びにその役員及び主要株主は反社会的勢力等の特定団体等に該当しないものと判断しております。なお、東証に対して、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

7. 第三者割当前後の大株主及び持株比率

割当前 (2025 年 9 月 30 日現在)	
BNP Paribas Singapore/2S/Jasdec/UOB Kay Hian Private Limited	11.83%
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	5.81%
DBS BANK LTD. 700104	4.85%
榎澤 徹	3.82%
島貫 宏昌	2.75%
楽天証券株式会社	1.83%
株式会社 S B I 証券	1.72%
松本 憲事	1.53%
上田八木短資株式会社	1.53%
PY Opulence Investment Pte. Ltd.	1.09%

(注) 1. 割当前の持株比率は 2025 年 9 月 30 日現在の株主名簿上の株式数を基準として、自己株式を控除した発行済株式総数に対する所有株式数の割合を算出しており、小数点第 3 位を四捨五入して算出しております。

2. 割当予定先による長期保有は見込んでおりませんので、割当後の状況は記載しておりません。

8. 今後の見通し

本第三者割当は、当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与するとともに、今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」記載の使途に充当することにより、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点で当期の業績に与える影響はありません。なお、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が 25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないこと、新株予約権が全て行使された場合であっても支配株主の異動が見込まれるものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (連結)

	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期	2024 年 10 月期
売 上 高	3,294,497 千円	4,153,982 千円	2,356,418 千円
営 業 利 益	△437,218 千円	△215,253 千円	△47,773 千円
経 常 利 益	△514,890 千円	△215,476 千円	△51,994 千円
当 期 純 利 益	△482,787 千円	△443,350 千円	△113,693 千円

1 株 当 た り 当 期 純 利 益	△80.82 円	△71.02 円	△17.50 円
1 株 当 た り 配 当 金	5.00 円	3.00 円	3.00 円
1 株 当 た り 純 資 産	829.73 円	751.47 円	720.10 円

(注) 1. 2024年10月21日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から10月31日に変更しました。したがって、2024年10月期は2024年4月1日から2024年10月31日の7か月間となっております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025年12月4日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 6,584,900 株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	1,066,500 株	16.19%

(注) 1. 当社は、新株予約権を発行しているため、発行済株式数には、2025年11月28日以降の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加は含まれていません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年3月期	2024年3月期	2024年10月期
始 値	890 円	695 円	824 円
高 値	995 円	956 円	928 円
安 値	603 円	601 円	570 円
終 値	698 円	811 円	708 円

② 最近6か月間の状況

	2025年 7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	816 円	796 円	806 円	750 円	774 円	855 円
高 値	816 円	835 円	898 円	876 円	850 円	866 円
安 値	722 円	767 円	735 円	700 円	724 円	810 円
終 値	800 円	806 円	745 円	764 円	846 円	811 円

(注) 2025年12月の株価については、2025年12月3日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年 12月3日現在
始 値	828 円
高 値	834 円
安 値	810 円
終 値	811 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第13回新株予約権

割当日	2023年3月29日
発行新株予約権数	14,000個
発行価額	総額11,144,000円 (新株予約権1個当たり796円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	968,544,000円
割当先	PY OPULENCE INVESTMENT PTE. LTD.
募集時における発行済株式数	6,073,900株
当該募集による潜在株式数	1,400,000株(本新株予約権1個当たり100株)

現時点における行使状況	行使済新株予約権数：4,500個
現時点での潜在株式数	950,000株（本新株予約権1個当たり100株）
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	309,600,000円
発行時における当初の資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の再生可能エネルギー開発（風力発電・太陽光発電）に関するプロジェクトへの投資（318,544千円） ・電子・通信用機器事業における運転資金（500,000千円） ・当社の運転資金（150,000千円） <p>支払予定期間：2023年4月～2026年3月</p>
現時点における充当状況	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の再生可能エネルギー開発（風力発電・太陽光発電）に関するプロジェクトへの投資（138,960千円） ・電子・通信用機器事業における運転資金（20,640千円） ・当社の運転資金（150,000千円）

以上

株式会社多摩川ホールディングス
第15回新株予約権（行使価額修正選択権付）
発行要項

本発行要項は、株式会社多摩川ホールディングス（以下「当社」という。）が2025年12月4日付の取締役会の決議に基づいて2025年12月26日に発行する株式会社多摩川ホールディングス第15回新株予約権（行使価額修正選択権付）（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数

8,144個

2. 本新株予約権の払込金額の総額

本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2025年12月10日又は2025年12月11日のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第21項に定める方法で算定された結果に基づき決定された金額に8,144を乗じた金額とする。

3. 本新株予約権の申込期日

2025年12月26日

4. 本新株予約権の割当日及び払込期日

2025年12月26日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をCantor Fitzgerald Europeに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（以下、「本株式」という。）とし、その総数は814,400株とする。（本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）但し、第7項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

（1）当社が第12項の規定に従って行使価額（第10項第（2）号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

（2）調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項第（2）号及び第（4）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(3) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第12項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額

条件決定日において、第21項に定める方法で算定された結果に基づき決定された金額とする。

9. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第11項により修正された場合又は第12項によつて調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、条件決定日に先立つ1か月間における各取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位四捨五入。）の97%（円未満切上げ。）に相当する金額とする。

11. 行使価額の修正

当社は、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社取締役会の決議により、第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。当社は、行使価額修正選択決議により行使価額の修正を決定した場合は、その旨を直ちに本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）の10取引日目以降、第13項に定める行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が405.5円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、第12項の規定を準用して調整される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は本項の適用との関係においては「取引日」にあたらないものとする。

12. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{既発行}}{\text{既発行}} + \frac{\text{新発行} \times \text{既発行} \cdot \text{処分株式数}}{\text{既発行} + \text{新発行}} \times \frac{\text{1株当たりの}}{\text{時価}} \frac{\text{払込金額}}{\text{新発行 \cdot 処分株式数}} \\ \text{行使価額} & & \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社若しくはその関係会社の取締役若しくは従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合又はCantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法により新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、

当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日

までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \\ (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (3) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社普通株式の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当たられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数

を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関する「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
- ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
- ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
- ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(5) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

13. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年12月29日から2028年12月28までの期間（以下「行使期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することが義務づけられ、若しくは許可されている日を除く。以下同じ。）をいう。

14. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

15. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合

には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (2) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

- (3) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (4) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。
- (5) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則

第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする場合、第13項に定める行使期間中に第18項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、第18項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

18. 行使請求受付場所

株式会社多摩川ホールディングス 経営企画部

19. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

20. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の払込金額は、条件決定日において、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（条件決定日の直前取引日）の市場環境を考慮し、当社の株価（条件決定日前取引日の終値）、権利行使価格、ボラティリティ、権利行使期間（3年間）、リスクフリーレート、配当率、市場リスクプレミアム、対指数 β 及びクレジット・コストについて一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、評価した結果を参考に、本新株予約権の払込金額の総額を第2項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、条件決定日に先立つ1か月間における各取引日の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位四捨五入。）の97%（円未満切上げ。）に相当する金額とする。

以上

株式会社多摩川ホールディングス
第16回新株予約権（行使価額修正選択権付）
発行要項

本発行要項は、株式会社多摩川ホールディングス（以下「当社」という。）が2025年12月4日付の取締役会の決議に基づいて2025年12月26日に発行する株式会社多摩川ホールディングス第16回新株予約権（行使価額修正選択権付）（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数

6,515個

2. 本新株予約権の払込金額の総額

本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2025年12月10日又は2025年12月11日のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第21項に定める方法で算定された結果に基づき決定された金額に6,515を乗じた金額とする。

3. 本新株予約権の申込期日

2025年12月26日

4. 本新株予約権の割当日及び払込期日

2025年12月26日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をCantor Fitzgerald Europeに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（以下、「本株式」という。）とし、その総数は651,500株とする。（本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）但し、第7項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

（4）当社が第12項の規定に従って行使価額（第10項第（2）号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

（5）調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項第（2）号及び第（4）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(6) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第12項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額

条件決定日において、第21項に定める方法で算定された結果に基づき決定された金額とする。

9. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(3) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第11項により修正された場合又は第12項によつて調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、条件決定日に先立つ1か月間における各取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位四捨五入。）の値（円未満切上げ。）に相当する金額とする。

11. 行使価額の修正

当社は、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社取締役会の決議により、第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。当社は、行使価額修正選択決議により行使価額の修正を決定した場合は、その旨を直ちに本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）の10取引日目以降、第13項に定める行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が405.5円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、第12項の規定を準用して調整される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は本項の適用との関係においては「取引日」にあたらないものとする。

12. 行使価額の調整

(7) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{既発行}}{\text{既発行}} + \frac{\text{新発行} \times \text{既発行株式数}}{\text{既発行} + \text{新発行}} \times \frac{\text{1株当たりの}}{\text{時価}} \times \frac{\text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \\ \text{行使価額} & & \end{array}$$

(8) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社若しくはその関係会社の取締役若しくは従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合又はCantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法により新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、

当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日

までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \\ (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (9) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社普通株式の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当たられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数

を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関する「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(10) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
- ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
- ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
- ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(11) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(12) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

13. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年12月29日から2028年12月28までの期間（以下「行使期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することが義務づけられ、若しくは許可されている日を除く。以下同じ。）をいう。

14. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

15. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

- (6) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合

には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (7) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

- (8) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

- (9) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

- (10) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (3) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則

第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使の方法

(4) 本新株予約権を行使しようとする場合、第13項に定める行使期間中に第18項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(5) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(6) 本新株予約権の行使の効力は、第18項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

18. 行使請求受付場所

株式会社多摩川ホールディングス 経営企画部

19. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

20. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の払込金額は、条件決定日において、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（条件決定日の直前取引日）の市場環境を考慮し、当社の株価（条件決定日前取引日の終値）、権利行使価格、ボラティリティ、権利行使期間（3年間）、リスクフリーレート、配当率、市場リスクプレミアム、対指数 β 及びクレジット・コストについて一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、評価した結果を参考に、本新株予約権の払込金額の総額を第2項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、条件決定日に先立つ1か月間における各取引日の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位四捨五入。）の値（円未満切上げ。）に相当する金額とする。

以上

株式会社多摩川ホールディングス
第17回新株予約権（行使価額修正選択権付）
発行要項

本発行要項は、株式会社多摩川ホールディングス（以下「当社」という。）が2025年12月4日付の取締役会の決議に基づいて2025年12月26日に発行する株式会社多摩川ホールディングス第17回新株予約権（行使価額修正選択権付）（以下「本新株予約権」という。）にこれを適用する。

1. 本新株予約権の総数

1,608個

2. 本新株予約権の払込金額の総額

本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2025年12月10日又は2025年12月11日のいずれかの日（以下「条件決定日」という。）において、第21項に定める方法で算定された結果に基づき決定された金額に1,608を乗じた金額とする。

3. 本新株予約権の申込期日

2025年12月26日

4. 本新株予約権の割当日及び払込期日

2025年12月26日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての本新株予約権をCantor Fitzgerald Europeに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式（以下、「本株式」という。）とし、その総数は160,800株とする。（本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は100株とする。）但し、第7項により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

7. 本新株予約権の目的である株式の数の調整

（7）当社が第12項の規定に従って行使価額（第10項第（2）号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

（8）調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項第（2）号及び第（4）号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(9) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、その旨及びその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に書面により通知する。但し、第12項第(2)号⑥に定める場合、その他適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

8. 各本新株予約権の払込金額

条件決定日において、第21項に定める方法で算定された結果に基づき決定された金額とする。

9. 新株予約権証券の不発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないものとする。

10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(5) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権1個につき、行使価額（第(2)号に定義する。但し、第11項により修正された場合又は第12項によつて調整された場合は、修正後又は調整後の行使価額とする。）に交付株式数を乗じた額とする。

(6) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初、条件決定日に先立つ1か月間における各取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位四捨五入。）の140%（円未満切上げ。）に相当する金額とする。

11. 行使価額の修正

当社は、資金調達のため必要があると判断した場合には、当社取締役会の決議により、第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。当社は、行使価額修正選択決議により行使価額の修正を決定した場合は、その旨を直ちに本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）の10取引日目以降、第13項に定める行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」という。）の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位の端数を切り上げた金額）（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後の行使価額が405.5円（以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、第12項の規定を準用して調整される。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。但し、東証において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は本項の適用との関係においては「取引日」にあたらないものとする。

12. 行使価額の調整

(13) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \times \frac{\text{既発行}}{\text{既発行}} + \frac{\text{新発行} \times \text{既発行株式数}}{\text{既発行} + \text{新発行}} \times \frac{\text{1株当たりの}}{\text{時価}} \times \frac{\text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}} \\ \text{行使価額} & & \end{array}$$

(14) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に、インセンティブとして、新株予約権、株式又はその他の証券若しくは権利を割り当てる場合を除く。

① 本項第(3)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社及び当社の関係会社の取締役及び従業員に対し当社普通株式を新たに発行し、若しくは当社の保有する当社普通株式を処分する場合、当社の発行した取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使により交付する場合又は会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、又は株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日若しくは株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の行使価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（但し、当社取締役会の決議に基づく当社若しくはその関係会社の取締役若しくは従業員に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合又はCantor Fitzgerald Europeに対して第三者割当の方法により新株予約権を発行する場合を除く。）を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

但し、本③に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権者に通知したときは、調整後の行使価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、

当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- ④ 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(3)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

- ⑤ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下、本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本項と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における本項第(3)号②に定める時価を下回る価額になる場合

(i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの本項第(3)号⑥に定める完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の本項第(3)号③に定める既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する普通株式数を行使価額調整式の「新発行・処分株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日又は株主確定日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日又は株主確定日の翌日から当該取引の承認があった日

までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により} \\ (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ⑦ 本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- (15) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑥の場合は基準日又は株主確定日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社普通株式の毎日の終値の平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。
- この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日又は株主確定日が定められている場合にはその日、また、それ以外の場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④ 当社普通株式の分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「新発行・処分株式数」は、基準日又は株主確定日における当社の有する当社普通株式に割り当たられる当社普通株式数を含まないものとする。
- ⑤ 本項第(2)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における1株当たりの払込金額とする。
- ⑥ 本項第(2)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とし、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数

を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関する「新発行・処分株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- ⑦ 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(16) 本項第(2)号に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割又は当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とする場合。
- ② 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とする場合。
- ③ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合。
- ④ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(17) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、本項に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(18) 本項の規定により行使価額の調整を行うときは、当社は、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用日その他必要な事項をその適用日の前日までに本新株予約権者に書面により通知する。但し、適用日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用日以降速やかにこれを行う。

13. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年12月29日から2028年12月28までの期間（以下「行使期間」という。）とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、本新株予約権を行使することができない。「営業日」とは、東京における銀行の営業日（土曜日、日曜日、東京における法定の休日又は東京の銀行が法令又は行政規則により休業することが義務づけられ、若しくは許可されている日を除く。以下同じ。）をいう。

14. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

15. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(11) 当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法（平成17年法律第86号、以下「会社法」という。）第273条及び第274条の規定に従って、当社代表取締役が定める取得日の1ヶ月以上前までに書面による通知を行った上で、当該取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合

には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

- (12) 当社は、組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合、又は株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合は、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「子会社」とは、当該時点において、ある会社の議決権（疑義を避けるため、無限責任組合員の持分を含む。）の50%以上、又は、発行済の持分の50%以上が直接又は間接的に保有する他の個人、パートナーシップ、法人、有限責任会社、団体、信託、非法人組織、事業体により保有されている場合における、当該会社をいう。

- (13) 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が東京証券取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

- (14) 当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合は、当社は、実務上可能な限り速やかに会社法第273条の規定に従って通知を行った上で、当社代表取締役が定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した新株予約権を消却するものとする。

- (15) 当社は、当社普通株式について、上場廃止事由等（以下に定義する。）が生じた場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた場合は、上場廃止事由等が生じた日又は当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定された日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得する。なお、当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

「上場廃止事由等」とは以下の事由をいう。

当社又はその関連会社又は子会社に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社がその事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則

第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(6) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使の方法

(7) 本新株予約権を行使しようとする場合、第13項に定める行使期間中に第18項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(8) 本新株予約権を行使しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(9) 本新株予約権の行使の効力は、第18項に定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生するものとする。

18. 行使請求受付場所

株式会社多摩川ホールディングス 経営企画部

19. 本新株予約権の払込金額の払込み及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

20. 会社法その他の法律の改正に伴う取扱い

当社は、払込期日後、会社法の改正に従い、本新株予約権に関する全ての規定を会社法に整合させるために必要かつ不可欠な場合に限り、本要項の修正をすることができる。

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の払込金額は、条件決定日において、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（条件決定日の直前取引日）の市場環境を考慮し、当社の株価（条件決定日前取引日の終値）、権利行使価格、ボラティリティ、権利行使期間（3年間）、リスクフリーレート、配当率、市場リスクプレミアム、対指数 β 及びクレジット・コストについて一定の前提を置き、かつ、割当予定先の権利行使行動について一定の前提を仮定した上で、株式市場での売買出来高（流動性）を反映して、評価した結果を参考に、本新株予約権の払込金額の総額を第2項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第10項記載のとおりとし、行使価額は当初、条件決定日に先立つ1か月間における各取引日の東証における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位四捨五入。）の140%（円未満切上げ。）に相当する金額とする。

以上